平成２７年度小規模事業者トライアル補助金

募集期間：平成２７年６月８日（月）～平成２７年９月２５日（金）【必着】

※公募期間内でも、採択補助金が予算額を超えた場合は、公募を終了します

三重県では、平成２７年度小規模事業者トライアル補助金に係る補助対象事業者を募集します。この補助金は、小規模企業又は小規模企業連携組織が連携（グループ化）して、中小企業・小規模企業に関する団体の支援・サポートを受けて行う商品開発や販路開拓の新たな事業展開に向けた取組（トライアル）を支援することで、小規模企業の経営力・活力の向上に向けた課題の解決を支援するとともに、地域経済の活性化を図るものです。

１．支援対象となる企業は？

小規模企業及び小規模企業連携組織です。

（小規模企業）

三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成26 年三重県条例第5 号）に規定する小規模企業。

※概ね常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、５人）以下の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

（小規模企業連携組織）

以下のいずれかに該当する組織であって、構成員に小規模企業を含むもの。

⑴中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合

⑵商店街振興組合法の規定に基づく商店街振興組合

⑶生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく生活衛生同業組合

⑷酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく酒造組合及び酒販売組合

⑸有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合（LLP）

⑹任意グループ（組織化された団体として活動しているもの）

２．支援対象となる事業は？

補助事業者が中小企業・小規模企業に関する団体の支援・サポートを受け、他の事業者等と連携⑴グループ化⑴して行う商品開発や、販路開拓など新たな事業展開に向けた取組を補助対象とします。

（中小企業・小規模企業に関する団体）

三重県商工会連合会及び県内商工会、三重県商工会議所連合会及び県内商工会議所

三重県中小企業団体中央会、公益財団法人三重県産業支援センター、三重県信用保証協会

（他の事業者等と連携）

⑴小規模企業が他の企業等と連携（グループ化）して実施するもの。

⑵小規模企業連携組織が実施するもので、組織内の小規模企業を含む複数の事業者等が参画するもの。

⑶小規模企業連携組織が他の企業等と連携（グループ化）して実施するもので、組織内の小規模企業が参画するもの。

３．補助対象の範囲は？

補助対象費目は表のとおりです。（但し、補助事業に要する必要最小限の経費とします。）

開発費	試作品開発に必要な原材料等、設計、デザイン、製造、改良、加工に必要な経費 注１．　購入する原材料等の数量は必要最小限に留め、補助事業終了時には使い切る事を原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。 注２．　次のような委託費も含みます。 （１）　試作品の成分分析などを外部研究機関等へ委託する経費 （２）　加工・製造の一部を他の事業者へ委託する経費 ただし、開発をすべて外部へ委託することは認められません。
専門家謝金	事業遂行のために必要な専門家に対する謝金
専門家旅費	事業遂行のために必要な専門家に対する旅費 注１．　旅費は、三重県職員等の旅費に関する条例に規定する「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料」を対象とし、その規定する額を上限とします。
広報費	パンフレット、チラシ及びホームページ等の作成に要する経費 広報媒体等を活用するために必要な経費 注１．　ホームページ作成費用には、サーバー使用料等のランニングコストやパソコン等購入費は含まれません。（総事業費の2分の１を超えることはできません） 注２．　パンフレット等の運搬費、郵送代は補助対象となります。
展示会等出展費	出展料、搬入搬出のための運搬費、機材等レンタル料、ブース装飾消耗品代、商談やマーケティングに必要なアンケート用紙作成代、展示会で必要な場合の通訳料 注１. 県が主催する展示会への出展費は対象外です。 注２. 販売のみが目的の物産展などは対象外です。
旅費	情報収集や各種調査、販路開拓のための展示会等出展かかる旅費 注１．　旅費が総事業費の2分の１を超えることはできません。 注２．　旅費は、三重県職員等の旅費に関する条例に規定する「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料」を対象とし、その規定する額を上限とします。（但し、条例中にある「特別車両料金」は対象外とします。）
借上料	自ら開催する商談会や勉強会のための会場・機器借上料、他の費目では対応できない事業遂行に必要なリース料・レンタル料（レンタカー含む） 注１．個別に対象となるか否かは、お問い合わせください。 注２．会議室、機器借上料は、補助上限10,000円/回とします。

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

４．補助率は？

補助対象となる経費の１／２を上限として補助します。

一補助事業当たり補助金は50 万円（事業費100 万円以上）が対象です。

５．応募に必要な書類は？
（１） 事業計画書（様式はhttp://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2015050385.htmより）
（２） その他組織の構成員が分かるものなど参考となる資料。

６．事業の採択基準は？
提出書類を下記の審査項目に基づき、外部有識者を含む予備審査会において審査を行います。
（１） 必要性：自社の経営向上の目標や経営計画の達成等に向けて、必要かつ妥当な取組か。
（２） 実現可能性：事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
（３） 有効性：事業計画は、期待する効果を得られるものとなっているか。
（４） 連携の内容：三重県中小企業・小規模企業振興条例の方向性である、経営資源の乏しい小規模企業等の競争力強化につながる「連携（グループ化）」を実践した取組であるか。
（５） 経済性：事業実施に必要かつ適切な事業積算となっているか。
審査会の前に、申請企業と支援団体に対して、事前現地調査を実施する場合があります。
また、審査は提出書類又はプレゼンテーションをもって行われますので、締切後、別途連絡する予備審査会の日時に、審査会場で審査員に対してプレゼンテーションを実施頂く場合があります。

７．補助事業のスケジュールは？
事業計画書の提出 平成２７年９月２５ 日（金）[提出期限]
※公募期間内でも、採択補助金が予算額を超えた場合は、公募を終了します
補助事業の完了 平成28年２月２８日[完了期限] 事業完了から２０日以内に実績報告書を提出。

【注意事項】
※本事業期間内に三重県版経営向上計画の認定を受けるよう取り組んでください。
(三重県版経営向上計画→http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/keieikoujoukeikaku/keieikoujoukeikaku.htm)
※当該事業の補助対象経費は、「平成２７年度小規模事業者トライアル補助金公募要領」をご確認ください。また、一部対象外とする経費があります。公募要領をご確認いただき、補助対象となるか否かについて不明な場合等は、事前にご相談、ご確認願います。
※ 補助事業は、補助金の交付が決定し通知されるまでは着手することができません。（交付決定前から行っていた事業については補助対象外となります。）
※ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求めることがあります。（事業後に県監査委員事務局による監査対象となる可能性があります。）
※ 補助事業により取得した原材料等は、補助事業以外の目的で使用したり、処分できません。
※ 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱に基づき、法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない（補助金交付申請時）又は交付決定の取消（交付決定後）など、適切な措置が講じられます。
【お問い合わせ先】
三重県雇用経済部サービス産業振興課 上嶋 〒514-8570 三重県津市広明町１３ 三重県庁８階
電話：０５９-２２４-２５３４ FAX：０５９-２２４-２０７８ eメール：shinsan@pref.mie.jp